

財政の健全化に取り組みます！

これまで「広報くしろ」や「市政懇談会」などでお知らせしてきた財政の健全化に向けた取り組みについて、経常的な収支不足を解消するとともに、釧路市土地開発公社および株式会社釧路振興公社の抱える多額の負債を整理し、将来的な市の財政に与える大きな不安を解消するため、このたび『釧路市財政健全化推進プラン』（以下「財政健全化プラン」といいます）を策定しました。今回は、財政健全化プランによる取り組み内容について、お知らせします。

1 収支不足の解消について

A

経常的な収支不足
約119億円

平成18年から取り組みを進めてきた「集中改革プラン」では、市民の皆さんのご協力をいただきながら、経常的な収支不足額の解消に向けて努力を進めてきました。

しかし、その後の景気低迷や、企業会計の健全化のための繰出金の増加など、さまざまな要因によって収支不足額が拡大し、今後も収支不足の状態が続くものと見込まれます。

+

B

第三セクターの処理費用
約146億円

市の第三セクターである釧路市土地開発公社と株式会社釧路振興公社は、地価の下落や土地の長期保有により、土地取得時の金融機関からの借入金の金利増などの影響を受けて、経営が厳しい状態となっています。

このため、国の時限的措置である「第三セクター等改革推進債」を活用し、両公社を解散・清算します。

AとBの合計 約265億円 を今後16年で解消

財政健全化プランは、平成23年度から平成38年度までの16年間について策定することとし、平成23年度から平成27年度までの当初の5年間については「集中取組期間」として、財政健全化に向けた集中的な取り組みを行います。

釧路市財政の将来的な負担と不安を解消するため「財政健全化プラン」によって、財政の健全化に取り組みます！



2 主な取り組み事項について

① 事務事業等の見直し

効果額
約106億円

うち市役所内部の経費の削減分
約18億円

まず、市役所内部の努力による経費の節減に取り組むこととし、あらゆる角度から聖域のない見直しを行います。

市民サービスの見直しに当たっては、道内他都市では実施していないもの、時代状況の変化に対応していないもの、民間でも担うことが可能なものなどの総点検を行い、市民にとって真に有益で、効率的・効果的なものとなるように見直しを行います。

【※見直しを検討している主な事務事業等は7ページに掲載】